解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

熊本県八代市鏡町両出一二七九番地の三

有限会社コーケン

清算人　佐枝　尚美

解散公告

当社は、平成二十八年一月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

熊本県合志市須屋二四六四番地三

株式会社日本農業化学

代表清算人　濵坂千鶴子

解散公告

当社は、平成二十七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

大分県佐伯市三四四番地の八

有限会社リンク

清算人　今津　信博

解散公告

当社は、平成二十八年一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

沖縄県浦添市城間三丁目二番五号

株式会社萬友

代表清算人　平　博史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年六月九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

愛知県津島市大字津島字北新開一一三番地

宗教法人日光寺

清算人　大橋　英春

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

三重県津市桜橋二丁目一七七番地の二

三重県建設業厚生年金基金

清算人　山下　晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月二十日開催の社員総会の決議並びに岩手県知事の認可により、平成二十八年一月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

岩手県一関市大東町摺沢字摺沢駅六八番地

医療法人菅野

清算人　菅野　孝

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

東京都墨田区両国四丁目三六番六号

東日本硝子業厚生年金基金

代表清算人　小林　英一

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年二月一日愛知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

愛知県知多市緑町一番地

知多市土地開発公社

清算人代表　渡辺　正敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十一月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十八日

福岡市東区みどりが丘二丁目六番二号・みどりが丘コミニティホール内

みどりが丘団地管理組合法人

清算人　川口　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西三条南二四丁目五番地、最後の住所北海道帯広市東七条南一九丁目三番地二四　コーポ光南第1―一〇三号

被相続人　亡　安藤　邦弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

事務所　北海道帯広市東三条南一四丁目八番地　弁護士法人斉藤道俊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中原　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市熊出字日鑓二二番地二、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　上野　冨子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

山形県鶴岡市宝町二番一五号

相続財産管理人　弁護士　東海林寛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東田川郡庄内町常万字常岡六二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤井　繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十八日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産管理人　新井野裕司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。

(乙)　計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年二月十八日

群馬県前橋市問屋町二丁目一番地四

(甲)　中屋商事株式会社

代表取締役　曽我　孝之

群馬県前橋市総社町二丁目八番地三

(乙)　有限会社昭和振興

代表取締役　曽我　孝之

第54期決算公告

平成28年2月18日

群馬県前橋市問屋町二丁目1番地4

中屋商事株式会社

代表取締役　曽我　孝之

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,143
	固定資産	737,873
	合計	836,016
負債及び純資産の部	流動負債	571,581
	株主資本	264,435
	資本金	98,000
	利益剰余金	174,626
	利益準備金	24,986
	別途積立金	162,000
	その他利益剰余金	△12,360
	(うち当期純損失)	(117,621)
	自己株式	△8,191
	合計	836,016